

第2次再審請求

いよいよ決まる!

小野康人氏の一件を突破口に

“新資料”は「細川論文」

雑誌『改造』昭和17年8、9月号所載
「世界史の動向と日本」

弁護団も横浜弁護士会の 若手を加えて新たに編成

横浜事件

再審裁判を 支援する会

No.23

1993.12.10

〔事務局〕

〒101
東京都千代田区猿樂町
1-4-8
松村ビル402
☎03-3291-8066

●さる九一年三月二〇日、最高裁が「棄却」決定を行ってから、二年半余がたちました。

最高裁の決定は、横浜事件の歴史的な意味、請求人（被害者）の人権回復への悲願を頭から黙殺した、法手続き上の形式論理に終始するものでした。

そこで、原告団と弁護団、「支援する会」事務局では、裁判所の「形式論理」を打破るべく、第二次再審請求へ向け、「新資料」の発掘に つとめてまいりました。

●この「新資料」発掘には、とくに古川純（専修大）、古関彰一（獨協大）先生ら研究者にご協力いただきました。とくに米国留学中の古関先生には公文書館、議会図書館等で調査、そこで発見された未見の資料を

送っていただいたりしました。

しかし、入手した資料はいずれも「周辺資料」で、決定的な資料は残念ながら今も発見できていません。

●そこで、原告団、弁護団と「支援する会」事務局では、資料発掘の努力の一方、現存する資料で第二次再審請求の壁を打開する道はないものか、と検討を続けてまいりました。その中で注目されたのが、故小野康人氏（事件当時、総合雑誌『改造』編集部）の一件記録でした。

第一次再審請求での裁判所側の最大の棄却理由は「一件記録がないため審理のしようがない」というものでした。しかし小野さんの場合、幸運にも、予審終結決定、判決書のほか、細川嘉六氏の問題の論文、および同氏に対するぼう大な訊問調書などが残されておりまして。したがって、小野康人氏のケースに限ってみれば、こんなに裁判所といえども、そう簡単にしりぞけるわけにはいかないはずで、そう考えて、ここに第二次請求に踏み切るようになりました。

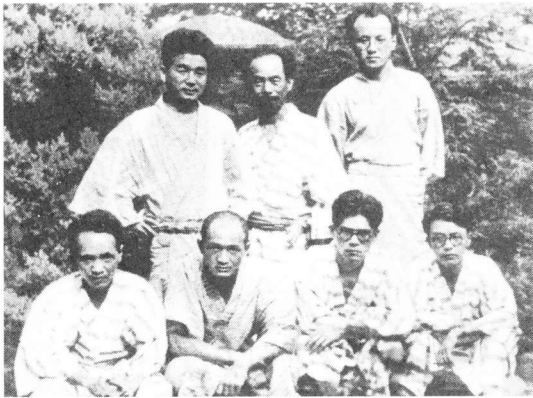
ひきつづきご支援をお願いします!

新年度会費（年会費・一口二、〇〇〇円）をどうぞよろしく!

小野さんを「突破口」に 虚構の事件を突き崩す

こうして第二次再審請求に踏み切ったわけですが、一つ、大きな問題があります。というのは、第一次再審請求は、小野さんのほか次の八名の方々——青山鏡治、川田寿、川田定子、木村亨、小林英三郎、畑中繁雄、平館利雄、和田喜太郎さんによってなされました。それが今回は小野さん一人についての再審請求ということになります。

しかしこれについては、小野康人



さんの一件を「突破口として」たまたかうということに合意されました。

もともと横浜事件は、個人の事件ではありません。事件の被害者数は氏名が判明しているだけでも約六〇名にのぼります。

事件拡大のカギとなったのは、左上の一枚の写真でした。これは昭和17年7月、細川嘉六氏が親しい研究者や編集者を郷里の富山県泊町に招待したさいのスナップですが、この

写真をもって特高警察は「共産党再建」の「泊会議」の「証拠」にでっちあげ、一挙に検挙者を拡大していたのでした。

この写真には小野康人氏も写っていますが、この小野さんの「無実」が第二次再審請求で明白になれば、事件全体が虚構だったことが明らかになり、他の関係者の「無実」への道も開かれます。小野さんの勝利がまさに全体の突破口になるのです。

第二次再審請求の 「新証拠」と「論理構成」

小野「原判決」にみる 奇妙な「脱落」

では、いかなる「新証拠」と「論理構成」によって第二次再審請求を行うのか。大川弁護士を中心に組み立てられた論理構成は、次のようになります。多少煩雑になりますが、順を追って読んでください。

敗戦の日からちょうど一カ月後、昭和20年9月15日の日付のある小野

では、これら「犯罪事実」の証拠となったのは何か。判決書は次の4点の「証拠」を挙げています。

- ①被告人の当公判による供述調査の記載
- ②被告人に対する予審第四回訊問の記載
- ③本件記録編綴の相川博に対する予審第四回被告人訊問調査謄本の記載
- ④被告人に対する司法警察官第十六回訊問調査の記載

この4点にわたる「証拠」によって、(1)、(2)の「犯罪事実」が立証されたというのが、横浜事件における小野判決の論理構造というわけです。

そこで改めてこの論理構造を見てみると、奇妙なことに気がつきます。

犯罪事実の(1)は細川論文を校正したということですが、これは、その論文が「共産主義的啓蒙論文」であることをよく知っていたながら、その掲載を支持し、かつ校正作業を行った、という意味です。

それならば当然、まず細川論文そのものが「証拠」として取り上げられ、その「違法性」が証明されなくてはならないのに、かんじんの論文は「証拠」になく、かわりにあるのは①④の「自白」だけなのです。

さんの「判決」が現存しています。判決は「懲役2年、執行猶予3年」。この判決を下す根拠として、判決書は次の2点の「犯罪事実」を挙げています。

- (1) 雑誌『改造』昭和17年8、9月号に掲載された細川嘉六執筆の論文「世界史の動向と日本」の校正を行ったこと。
- (2) 細川嘉六が検挙された後、細川夫人に対し、二〇〇円の見舞い金を贈ったこと。

新弁護団

大川弁護士を中心に 「若い事務局」を構成

▼横浜地裁ではいま、「横浜教科書訴訟」が進行中です。この訴訟は「家永訴訟」を受け継ぐ、第二の教科書裁判として、横浜在住の高嶋伸欣、筑波大付属高校教諭が原告となつて提訴され、すでに今年8月、11月と公判が開かれてきました。

この横浜教科書訴訟には実に一二五名もの弁護士のみなさんが参加されていますが、

明でできなかったということですが、そこでもかわりに相川氏の「供述」を「証拠」とし、それによって間接的に細川論文を「共産党の論文」ときめつけたのです。

——と、そう書くのは、横浜事件を担当した海野善吉弁護士によって貴重な文書が残されていますが、その中に相川氏が警察署で書かされた長文の手記があり、そこで細川論文は「共産党再建の司令的論文」だと述べられているからです。

したがって、この細川論文の「違法性」が否定されてしまえば、小野判決の「犯罪事実」(1)に関する論理構造(証拠構造)は根底から崩れ落ちてしまうのです。

次に「犯罪事実」(2)の細川夫人に対する二〇〇円の見舞い金ですが、これも「海野文書」の中に、細川嘉六氏の盟友だった風見章氏(元・近衛内閣書記官長)が同夫人に一〇〇〇円を贈ったが、取り調べのすえ無罪となったという「風見調書」が残されています。一〇〇〇円の贈り主が無罪なのに、二〇〇円の贈り主が有罪という判決の不当性は、難なく論破されるはずで

以上みたように、小野康人氏に対する「原判決」のカギとなっている

新証拠は「細川論文」
研究者の協力を得て

大川 隆司 弁護士
・ 本田 敏幸
・ 岩橋 宣隆
・ 間部 俊明
・ 山本 一行
・ 笹隈みさ子
・ 本間 豊
・ 渡辺 智子
・ 小沢 弘子

この大弁護団の大黒柱となつておられるのが、第1次再審請求の弁護団事務局長・大川隆司先生です。

▼その大川先生の呼びかけにより、第1次のさいの弁護団メンバーだった岩橋、間部先生に加え、新たに若手の弁護士の諸先生に弁護団へ参加していただくことができました。

▼新弁護団の事務局は左記の先生方によってになわれま

からは細川論文であり、それを突き崩す第二次再審請求のカギとなるのも細川論文です。そこでこの細川論文を、原判決が「証拠」として採用しなかったのを逆手にとつて、「新証拠」として提出し、改めて裁判のやり直し(再審)を求めるといのが、今回の方針です。

そこで、原告団、弁護団と「支援する会」事務局は、治安維持法や現代史関係の研究者の協力を得て、改めて細川論文を検討し、いかに治安維持法下でもこの論文を「違法論文」とすることはできない、という「鑑定書」の作成を、当面最大の作業としてすすめていきたいと考えています。その「鑑定書」を付けて、細川論文を「新証拠」に、第二次再審請求を申し立てる予定です。

従軍慰安婦問題や七三一部隊の問題など、現代史の見直し、発掘がすすめられています。横浜事件再審請求の運動も、その一環に位置づくことになり

どうか今後とも、この運動にご参加・ご協力くださいますよう、そのためにさしあたり、新年度(今年11月―来年10月)会費の納入をお願いいたします。(支援する会・事務局)

なぜ「細川論文」を 証拠にしなかったか

しかも、この①―④の「自白」のうち三つは本人の「自白」であり、他者のものとしてはわずかに相川博氏の供述(③、前頁太字)があるだけです。

では、なぜ、かんじんの細川論文を「証拠」にしなかったのか? 理由は簡単。この論文が内閣情報局の正規の「検閲」をパスし、掲載した雑誌も通常通り発売されたものだったからです(後に陸軍報道部の横やりにより細川氏は検挙された)。つまり裁判所は、この論文の違法性を証

明でできなかったという事です。

明でできなかったという事です。

明でできなかったという事です。

細川嘉六「世界史の動向と日本」のあらまし

表題の論文は、『改造』の昭和一七（一九四二）年八月号、九月号に掲載された。四百字詰一六〇枚という大論文であるため、連載となったものである。この年の四月には東京初空襲があり、六月にはミッドウェー海戦で日本は大敗北を喫し、早くも敗戦の坂を転がりはじめていたのだが、国民には何ひとつ事実は知らされず、「大本営発表」によって勝利を信じこんでいた時期であった。論壇ではヒステリックな神がかりの国粹主義的主張ばかりが横行していた。

細川論文は七節に分けられている（節の見出しはない。括弧内は要約者が付したものの。一〜三が八月号、四〜七が九月号）

一（序論）現在の世界情勢は、人類史上未曾有の危機がもたらしたものであり、日清日露や第一次大戦の経験と知識をはるかに超える。世

界は二つの対立陣営に分裂しているだけでなく、ヴェイシー政府とドゴール政府、ナチと国外の反対勢力、南京政府と重慶政府、イギリス帝国主義と衝突するインド内部の国民会議派と回教連盟派等、諸国内乱、四分五裂となっている。こういう現象は第一次大戦時では戦後に表われたが、今次大戦では戦争中におこっている。今次大戦は資本主義列強間の戦争であるばかりか、社会主義ソ連をも含んでいる。また戦争回避のため、国際連盟や諸条約がつけられたが崩壊してしまった。ここに第一次大戦以上の「国際対立の深刻と逼迫力」がある。

これらは現在の世界戦争を不可避ならしめた世界規模における世界史的発展を基礎とするものだ。混乱をまきおこしつつ解決を求められているのは、「幾千年にわたって発展してやまない文明に相応すべき世界文化の創造と発展」である。日本の将

来をめぐって、「抽象的独善的理論」では「民族的死活」の問題は解決されない。「大東亜に限らず全世界二十億民心」を納得させる政治的良識と世界政策の基礎固めのために、世界史的発展の根本問題を検討したい。二（第二次大戦の世界史的背景）「第一次世界大戦さらに現在の世界大戦は偶発事件ではなく、人類六千年の歴史において続成発展したる文明と文化との調整問題が、第二十世紀に至って初めて世界的規模において提起され」たということだ。人類はエジプト、メソポタミア以来、文明を

発展させてきたが、その基礎は生産力である。生産力はその発展に伴って、原始、奴隸制、封建制、資本制へと社会組織を進展させ、とくに二十世紀においていちじるしい。資本主義は世界規模となり、史上空前の諸民族間の闘争激化をもたらした（植民地半植民地をめぐる列強の闘争。恐慌という要因）。現代世界が

当面するのは「この文明に相応すべき文化の建設という任務をいかに遂行すべきかの危機」の問題である。三（ルネサンス以来の文明と文化の矛盾）物質的経済的基礎の発展と矛盾は、不可避的に精神的方面に重大問題を出現させる。現代の文明と文化の関係問題は、ルネサンス以来のことだ。ルターの宗教改革、ロック、ルソー、ベンサム的主張、ダーウインの進化論等は、いずれも科学・技術の発展を基盤としつつ、自由、平等を要求するものである。「現代の根本問題は停止するところなき科学とその技術への応用とその進歩に相応する文化の建設」にある。一九一七年に建国したソ連指導層は、科学の無限の発展は国家将来の重大要因としてその発展に努力、五カ年計画を遂行した。だが一方、科学発展を中核とする現代文明への懐疑と絶望は、欧米にひろがりつつある。解決できない矛盾に対して「科学を窒息せしむべきである」という解答や、全体主義戦争という解答が導かれている。後者のために「アリアン族は神の寵児」（ヒトラー）という主張がなされている。四（世界列強の対立）第一次大戦より現世界戦争まで、各国指導層は世

界問題（文明と文化の調整問題）解決のために知能を傾けてきた。国際連盟の結成、諸条約、産業合理化等。しかしソ連外相チチェリンが指摘したように、ウイルソンらは一方でポーランド、セルビア等の独立を要求しながら、他方ではイルランド、エジプト、インド、フィリピン等の独立には目もくれない。孫文もまたこの点を批判している。民族自決の美名のもとで、かえって弱小民族への圧迫は強化され、植民地における反帝国主義闘争は激化した。また英米仏はドイツを圧迫、その結果ナチスを出現させた。日本をも抑圧した。同時に英米仏相互も対立してきた。来たるべき大戦は対ソ戦との説もあったが、実際にはソ連との理論的な対決でなく、列強の死活的利害関係の平和的解決の不可能から惹起された。

五（ソ連の発展という要因）最近二十年間の世界事態は以上につきるものではない。ソ連は数次の五カ年計画を達成、民族政策においても世界史上空前の実績と成果をあげつつある（構成諸共和国の工業化と文化的啓発。改正憲法における諸民族の平等権）。それが独ソ戦における抗戦の子想外の強さとなっている。

六（植民地半植民地における近代民主主義革新の進展）第一次大戦とロシア革命の影響のもとに、トルコ、支那（中国）新疆省等で急速な近代化革新がすすんでいる。また国共合作をすすめる中国共産党の農村・農民政策、民族政策等は支那社会を変革しつつある。支那民族独立運動とともに、インド、アフガニスタン、エジプト等も民族的主張を貫徹しようとしている。

七（展望と提言）「第一次大戦後二十年にわたる世界情勢の展開における特徴は、資本主義世界における停止なき対立の激化と、これに呼応しての同じく世界的重大問題として、同世界から敵視され無視せられたソ連、トルコ、イラン、インド、支那等における挙国的な反帝国主義——新民主主義運動の発展沈静さら到大発展とである」。現在の世界戦争の過程の中で「英米等においてすでに労働争議は勃発し」、インド、支那等における全民族の反帝国主義、新民主主義への未曾有の興起が展開されている。「新興日本は自己並びにアジア諸民族の将来にとって不運なことには、欧米帝国主義に学びその亜流たるの進路を一路驚進してきたことで、そのため支那民族の独立平等の要求を理解し得なかつた。「支那事変の收拾といひ大東亜建設といひも、（以上にのべた）現世界情勢の停止するところなき広大強力なる動向その発展に即応することなくしては、その目的を達成し得るものではない」。「東亜十億の諸民族が大和民族をその指導者として歓迎し協力するや否やは、一に大和民族が過去の旧慣を打破し、大胆不敵に世界史上空前の史的発展を把握し、雄渾なる政治思潮それより強力に湧出する政策を發展せしむるや否やにかかっている」。その政策樹立のためには、「いかなる苦難をなめても最も潑刺たる若さ——内政における真実の大革新なくして実現し得べからざる——若さを獲得しなければならぬ」。

細川氏はこの論文の執筆動機について「大東亜戦争勃発とともに今次第二次世界大戦は事態容易ならぬ困難に際会しておるにかかわらず、わが国指導層並びに国民一般はこの国際的事情特にその世界史的動向に理解乏しく、アジア問題についても依然帝国主義的思想乃至非科学的的思想が支配的でありますので、かかる傾向に反対し、その蒙をひらかんとし「書いたとのべている（細川嘉六獄中調書。不二出版）。特高調書は密室において官憲側が暴力を伴いつつ作製するものだから、注意して読まねばならぬものだが、獄中調書全編を通読して、「細川嘉六がいかに堂々と対応したか」（家永三郎）、「細川が民族問題、外交、植民地問題の専門家として、当時の世界情勢を広範かつ適確に把握し、戦後の将来への見通しを鋭く指摘していることは、当時の一般国民の無知、無力に比し、驚くべきもの」（森川金寿）という感想に共感せざるを得ない。そしてこれらの感想はそのまま本論文に当てはまる。第六節の植民地半植民地における独立運動、新民主主義運動、あるいは中国共産党の農村政策の分析など、圧巻の迫力がある。読者に大きな感銘を与えたであろうことは想像に難くない。このように本論文は、独善的国粹主義的議論を排し、政府の政策を批判する大文章であるが、同論文を執筆して、「一般の共産主義的啓蒙に努むる等諸般の活動を行い、もって前記両結社（コミンテルンと日本共産党）の目的遂行（国体変革、私有財産否定）のためにする行為をなし」（公訴事実）たというのは、官憲側の言いがかりにすぎない。（要約・橋本進）

●再審請求人

小野 貞

一九八六年七月の横浜事件再審裁判請求以来、約七年にわたって、私たちを御支援くださいました「横浜事件・再審裁判を支援する会」会員の皆様に、今日までの温かい御励ましと御援助に厚く御礼申し上げます。

今度、ようやく第二次再審請求提出の準備にとりかかりましたので、裁判については弁護士の方がお運びくださいますが、重ねて皆様の御支援をお願い致したいと存じ、誠にありがとうございます。

ございますが、請求人として事件に係わった体験を通しての考えと責任を拙いペンで綴りました。

太平洋戦争下の一九四三年五月の早朝、突然、夫の改造社員小野康人が検挙され、二年二カ月後に保釈で帰宅するまで、私は小野が何の理由で治安維持法違反で取り調べられているのか、全く見当もつきませんでした。

小野が留置されている横浜の警察署に着替えを持って行きますと、戻って来た着衣が背から腰に

は言い現わせません。

間もなく一回限りの公判は即決、判決言い渡しのみで、有罪、懲役二年、執行猶予三年でした。

小野は「でたらめな茶番劇裁判だ！」と怒りました。

その後、犠牲の死者六名にも及んだ事件の被害者三三名は共同で、非道きわまる拷問を加えた横浜特高を告訴し、地裁、高裁、最高裁で勝訴。横浜特高三名に対し特別公務員暴行傷害罪の実刑判決をかちとることができました。

一九八六年の再審請求は、被害者の一人、益田直彦氏の傷痕が拷問によるものと立証されたこの最高裁判決を「新証拠」として、拷問による虚偽の自白にもとづく有罪の原判決の取り消しを求めたものでした。

再審請求によって明白になった驚くべき事実は、横浜事件の端緒であり、事件の核とされた「泊会議」が判決には無く、消滅していたことです。総体的には横浜事件は記録不存在のため、原判決の正否の判定不可能という理由の棄却でしたが、なんと、記録の不存在は敗戦直後に裁判所に於て焼却処分したからとのこと。記録を湮滅して正当な裁判が成立するもので

でしょうか？ しかし、益田氏以外の人たちにも拷問が加えられたことは高裁が認めました。

その後、支援する会事務局は資料発掘に取り組んでくださり、世の識者、専門の大学教授の方々の御協力をいただいで、傍証となる資料も若干発掘できました。

辛うじて残存している、九名の請求人の資料は、予審終結決定三、判決二で、そのうち両方とも揃っているのは小野康人のみです。小野の予審終結決定と判決とを比較すると、相互に重大な矛盾があります。又、有罪とされた犯罪事実二項目の一つ、細川先生の論文の校正をしたというのは、編集部であれば仕事として当然のことをしたま

でであり、もう一つの細川先生の奥様への二〇円の見舞い金にしても、まったく常識の範囲であり、これを犯罪とすることこそ異常です。

横浜事件は小野個人ではなく、集団の事件です。一人の理が全員に通ずるのは、益田氏の例と全く同じです。私が請求名義人になるのは偶然であって、実質は横浜事件の冤罪を訴えるものです。全員では請求できないのは、裁判所で資料を湮滅されたからで、残念です。

いま改めて思うこと



かけて多量の血にまみれておりましたから、ひどい拷問を受けていることは推察されましたし、次々と出版関係の方々数十人が検挙され、中央公論社、改造社は解散に追い込まれましたから、言論弾圧であろうとの認識はありました。

小野が帰宅し、細川嘉六先生の御招待で御馳走になった「泊」への親睦旅行が、共産党再建準備会議（いわゆる泊会議）参加の犯罪とされた、と聞いた時の気持は、恐ろしい！ という以外の言葉で

裁判所が犯した犯罪は誰が裁くのか？

木村 亨

I 裁判記録の焼却は犯罪じゃないのか？

私たちが横浜事件被害者が八年前に起こした再審裁判の第一次請求は一審二審とも、訴訟記録が存在しないから調べようがない、として棄却された。横浜地裁の一番判決では次のように記している。

「太平洋戦争が敗北に終わった直後、米軍の進駐が迫った混乱期に、いわゆる横浜事件関係の事件記録は焼却処分されたことが窺われる」

と、まるで他人ごとのような主語のない無責任きわまる言葉で、自らの証拠湮滅を明確に証言している。

昨年、カナダの大学院からわざわざ日本の大学院へ「横浜事件の真実」を究明するために来日したジャネス・マツムラ君が小樽商大の荻野富士夫助教協力を得て発見した貴重な証拠書類『山崎巖内務大臣時代を語る座談会』（昭和35年12月5日自治大学校史料編集室作成）がハッキリ証明している通り、日本が前大戦で無条件降伏して、いつ米軍が上陸

するかもしれないから、戦争責任（戦争犯罪）に係わる文書を取られはまずいので、降伏前に早くも焼き捨ててしまっていたのである。

II 訴訟記録もなしに何を根拠として横浜事件を判決したのか？

私はさらにもっと重大な矛盾点に気づく。もしも訴訟記録を既に捨てていたのならば、全面降伏後ひと月も経った九月十五日になって行われた私たちがへの判決は一体何を根拠として行なったものか、全く不思議ではないか？

森川弁護士長が指摘されたように、「裁判所を含む国家権力が、戦争犯罪の証拠湮滅のために『裁判を受ける権利』を奪い去ったのであるから、司法はその責任をとるべきである。（中略）また、最近に従軍慰安婦問題など戦後補償請求の法理に、『ユス・コーゲンス』（ニュールンベルク国際軍事裁判などの『人道に反する罪』に該当する補償法理論）の考え方を取り入れようとする有力な国際法理論も出てきている」（『第二

次再審請求のための法理論——ユス・コーゲンス』『支援する会』会報22号参照）。

もちろん私たちはこれからも国内で第二次、第三次の再審請求をつきつけてゆくが、それだけでは足りない。「横浜事件を考える会」が91年

再審請求原告団の方々の

近況報告（文責＝事務局）と

小野貞さんへのひとこと

●青山房子さん

十月十四日胆石の手術を受けられました。順調に回復されて十一月二十日退院されました。

小野さんへ——この闘いに心をのこして逝った主人も喜んでいと思います。小野さんの勝利は皆のものです。

●川田定子さん

「相変わらず血圧が高くて少し足が不自由ですが、他の所は別に悪い所はありません」とのことです。電話のお声はとてもお元気そうでした。

小野さんへ——遠くても何もできません。大変でしょうが頑張ってください。

●気賀すみさん

十二月一日にご主人の一周忌を迎えられます。心の空洞を埋めるにはまだ充分とはいえませんが、少しずつお元気になる、温室で育てている洋ランもきれいに花を咲かせているようです。ひざの関節が少し痛むので散歩をするよっ心掛けています。

小野さんへ——一人でも可能な限り再審請求はやった方がよいと思っています。気苦労も多いことと思いますが、頑張ってください。私たちが一緒に頑張りましょう。

●小林英三郎さん

「特に変ったこともなく体調もいまのところ順調です」とのことです。事務局会議へもお出掛け下さり、お

元気でいらっしやいます。

小野さんへ——僕等が小野さんへ
お願いすべきだったのかも知れない。
具体的に僕等が何をすべきか思
いつかないが、孤立感のないよう連
帯してゆきましょう。

●畑中繁雄さん

九月十日に奥様が肝臓ガンでお亡
くなりになりました。どちらかとい
と病気がちの畑中さんにくらべお元氣
そうだった奥様がお亡くなりになると
は、思いもありませんでした。お電話
で差し入れにゆかれた事などをお話し
下さり、お目にかかって詳しくおつか
がいらしいと思っておりました。心よ
りご冥福をお祈り申し上げます。

●平館とし子さん

この十月で八五歳になられました
た。「坐骨神経痛で大変なんです。
忘れっぽくなってしまつて」とおっ
しゃっていました。平館利雄さんの
追悼文集がこの夏発刊されました。
その中の遺稿には横浜事件について
書かれたものがあります。

小野さんへ——私はもう何も出来
ませんが応援します。頑張ってください。

会員の声

事務局へお寄せくださったお便
りを紹介させていただきます(文
責：事務局)

●第二次再審請求ご苦勞様です——

暑中おのみい申し上げます。氣賀
すみさんご主人の逝去お氣の毒に思
います。六年以上も寝たきりの看病
をされていたのですから、横浜事件
も時を経てかすんでくるのじやない
かと心配です。第二次再審はご苦勞
様に存じます。根のいる仕事、皆さ
んがんばってください。あの当時の事
を思うとこのままではおきません。
カンパを送ります。皆さんのご健勝
を祈ります。(戸部 宗七郎)

●どうか頑張ってください——

きつちりとした結論を出さないこ
の国の政治体質が現在の泥まみれの
基だと思えます。どうか頑張つて下
さいませ。不順の日々。皆様御大切
に。(浅尾 充子)

●日の出町のゴミ処理場問題——

皆様方の御努力には本当に感激い
たします。私の住んでいる日の出町
は、今都の最終ゴミ処理場から汚れ
がもれ、また第二の処理場を作る予
定が出され、反対運動をしているの
ですが、行政というか権力の力の前

に一步一步追いつめられて行つて
いる現在です。皆さんの頑張りを少し
でも見習ってやっていきたいと思っ
ています。(岡田 富久子)

●歴史の点検を——

四十八回目の終戦記念日がきて、
黙するような思いです。歴史の点検
は、まだまだ終りがなくようです。
御健闘と御健勝をお祈りいたしま
す。(野々村 徹)

●一日も早い名誉回復を祈ります——

七三一部隊や強制連行「従軍慰安
婦」問題等も、やっと報じられて参
りました。横浜事件もあつてはなら
ないその一つとして、隠された真実
が明らかとなり、一日も早く名誉回
復に至ります様。関係資料御調査の
御成果を心からお祈り申し上げます。
す。気候不順の折柄くれぐれも皆様
方ご自愛下さいませ。再び危険な足
音が聞えて参ります様を昨今、何と
しても恐るべきあやまちを繰返させ
てはならないと真実が証明される事
を望みつつ……。(斉藤 美智子)

カンパを寄せ
られた方々

(敬称略)

〔五月〕安江淳 宝月ちか子 天野
あぐり 吉田杜夫 木下忠司 香取
章子 高木健次郎 〔六月〕浅尾充子

北繁 原満三寿 原律子 岡田富
久子 〔七月〕大槻通夫 中村忠志
池田剛 岩波労組 〔八月〕後藤みな
子 戸部宗七郎 〔九月〕春名徹
高平忍 〔一〇月〕永倉あい子
* * *

▼事務局から

○第一次請求の最高裁「棄却」決定
から二年八か月経ちました。いよいよ
第二次請求へむけ、故小野康人さ
んの裁判記録を中心に具体的な取り
組みを開始することが決まりました。
支援する会の発足以来、これま
でのご支援を改めて心から御礼申し
上げます。

○十一月から、新たな会費更新の年
度に入ります。ひきつづきご支援の
ほど、どうぞよろしくお願いいたし
ます。

入会申込・会費納入先

〒101 千代田区猿樂町1-4-8 松村ビル402
横浜事件・再審裁判を支援する会

☎ 03-3291-8066

〈年会費〉個人=2000円 団体=5000円

●郵便振替 東京3-150641

振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所
など必要事項をご記入のうえ、お振り込
みください。

●銀行振込 富士銀行九段支店
普通預金口座1478864「横浜事件再審裁
判を支援する会」